

『H27 年受験用『佐藤としみの条文順過去問題集』

～法改正による「問題」「解答解説」の訂正について～

『佐藤としみの条文順過去問題集』をご利用いただき、ありがとうございます。
現時点での法改正による「問題」「解答解説」の訂正箇所をお知らせいたします。

「条文順過去問題集③<社会保険編（健康保険法）>」

改正による訂正箇所

問題	訂正前	訂正後
325	<p>□□ 325 <u>平成21年10月</u>に出産し所定の要件に該当した場合については、<u>39万円</u>に3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額が、出産育児一時金又は家族出産育児一時金として支給される。(H21-3E)</p> <p>325 → ○ (法101条、法114条、令36条) 設問のとおりである。平成 <u>21年1月</u>より<u>産科医療補償制度</u>が創設され、<u>1分娩（胎児）当たり3万円の掛金が必要となったため、産科医療補償制度</u>に加入する医療機関等において出産した場合は、<u>39万円</u>に3万円を超えない範囲内で保険者が定める額（<u>3万円</u>）を加算した額（=42万円）が、出産育児一時金又は家族出産育児一時金として支給される。</p>	<p>□□ 325 <u>平成27年1月</u>に出産し所定の要件に該当した場合については、<u>40万4千円</u>に3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額が、出産育児一時金又は家族出産育児一時金として支給される。(H21-3E)</p> <p>325 → ○ (法101条、法114条、令36条) 設問のとおりである。平成 <u>27年1月</u>より<u>産科医療補償制度</u>に加入する医療機関等において出産した場合は、<u>40万4千円</u>に3万円を超えない範囲内で保険者が定める額（<u>1万6千円</u>）を加算した額（=42万円）が、出産育児一時金又は家族出産育児一時金として支給される。</p>

326	<p>□□ 326 出産育児一時金の金額は <u>39万円</u>であるが、財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したことが認められた場合の出産育児一時金は、在胎週数第 22 週以降の出産の場合、<u>3万円</u>が加算され 42 万円である。(H24-9D)</p> <p>326 → ○ (法 101 条) 設問のとおりである。なお、双児等の出産の場合は、胎盤数にかかわらず 1 産児排出を 1 出産と認め、胎児数に応じて出産育児一時金が支給される (昭 16. 7. 23 社発 991 号)。</p>	<p>□□ 326 出産育児一時金の金額は <u>40万 4 千円</u>であるが、財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したことが認められた場合の出産育児一時金は、在胎週数第 22 週以降の出産の場合、<u>1 万 6 千円</u>が加算され 42 万円である。(H24-9D)</p> <p>326 → ○ (法 101 条) 設問のとおりである。なお、双児等の出産の場合は、胎盤数にかかわらず 1 産児排出を 1 出産と認め、胎児数に応じて出産育児一時金が支給される (昭 16. 7. 23 社発 991 号)。</p>
327	<p>□□ 327 多胎妊娠による出産の場合、出産育児一時金又は家族出産育児一時金は第一子に <u>39 万円</u>、第二子以降は一人 <u>31.2 万円</u> (第一子の 80%) が支給される。(H19-5C)</p> <p>327 → × (法 101 条、法 114 条、令 36 条) 多胎妊娠の場合の出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額は、1 児につき <u>39 万円</u>であり、第二子以降についても一人当たり「<u>39 万円</u>」となる。</p>	<p>□□ 327 多胎妊娠による出産の場合、出産育児一時金又は家族出産育児一時金は第一子に <u>40.4 万円</u>、第二子以降は一人 <u>32.32 万円</u> (第一子の 80%) が支給される。(H19-5C)</p> <p>327 → × (法 101 条、法 114 条、令 36 条) 多胎妊娠の場合の出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額は、1 児につき <u>40.4 万円</u>であり、第二子以降についても一人当たり「<u>40.4 万円</u>」となる。</p>
328	<p>□□ 328 双子等の出産の場合には、胎盤数にかかわらず、一産児排出を一出産と認め、胎児数に応じて、出産育児一時金又は家族出産育児一時金が支給される。(H21-3D)</p> <p>328 → ○ (法 101 条、法 114 条、令 36 条、昭 16. 7. 23 社発 991 号) 設問のとおりである。なお、双児等の産科医療補償制度に係る分娩の場合は、1 産児排出を 1 分娩と認め、出産育児一時金等 (42 万円 (<u>39 万円+3 万円</u>)) を従来どおり胎児数に応じて支給する (双児の場合は 42 万円×2=84 万円) (H20. 12. 17 保保発 1217004 号)。</p>	<p>□□ 328 双子等の出産の場合には、胎盤数にかかわらず、一産児排出を一出産と認め、胎児数に応じて、出産育児一時金又は家族出産育児一時金が支給される。(H21-3D)</p> <p>328 → ○ (法 101 条、法 114 条、令 36 条、昭 16. 7. 23 社発 991 号) 設問のとおりである。なお、双児等の産科医療補償制度に係る分娩の場合は、1 産児排出を 1 分娩と認め、出産育児一時金等 (42 万円 (<u>40 万 4 千円+1 万 6 千円</u>)) を従来どおり胎児数に応じて支給する (双児の場合は 42 万円×2=84 万円) (H20. 12. 17 保保発 1217004 号)。</p>

358	<p>□□ 358 被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、その被保険者に対して政令で定める金額を支給する。(H23-5E)</p> <p>358 → ○ (法 114 条) 設問のとおりである。なお、家族出産育児一時金の額は <u>39 万円</u>とされているが、出産育児一時金と同様に、所定の場合には「3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額 (=3 万円)」が加算される。</p>	<p>□□ 358 被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、その被保険者に対して政令で定める金額を支給する。(H23-5E)</p> <p>358 → ○ (法 114 条) 設問のとおりである。なお、家族出産育児一時金の額は <u>40 万 4 千円</u>とされているが、出産育児一時金と同様に、所定の場合には「3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額 (=1 万 6 千円)」が加算される。</p>
368	<p>□□ 368 70 歳未満で標準報酬月額が <u>53 万円未満</u>の被保険者又はその被扶養者が、同一の月にそれぞれ 1 つの保険医療機関から受けた療養に係る一部負担金等のうち、21,000 円以上のものを世帯で合算した額が、80,100 円 + ((医療費 - 267,000 円) × 1%) を超えたときは、その超過額が高額療養費として支給される (高額療養の多数該当の場合を除く。)(H19-4E)</p> <p>368 → ○ (法 115 条、令 42 条 1 項 1 号) 設問のとおりである。なお、<u>標準報酬月額が 53 万円以上の上位所得者に区分される場合は「150,000 円 + ((医療費 - 500,000 円) × 1%)」を超えたときに、その超過額が高額療養費として支給される。</u></p>	<p>□□ 368 70 歳未満で標準報酬月額が <u>28 万円以上 53 万円未満</u>の被保険者又はその被扶養者が、同一の月にそれぞれ 1 つの保険医療機関から受けた療養に係る一部負担金等のうち、21,000 円以上のものを世帯で合算した額が、80,100 円 + ((医療費 - 267,000 円) × 1%) を超えたときは、その超過額が高額療養費として支給される (高額療養の多数該当の場合を除く。)(H19-4E)</p> <p>368 → ○ (法 115 条、令 42 条 1 項 1 号) 設問のとおりである。</p>

369	<p>□□ 369 標準報酬月額 560,000 円の被保険者 (50 歳) の被扶養者 (45 歳) が、同一の月における入院療養 (食事療養及び生活療養を除き、同一の医療機関における入院である。) に係る 1 か月の一部負担金の額として 210,000 円を支払った場合、高額療養費算定基準額は 84,430 円である。なお、当該世帯は、入院療養があった月以前 12 か月以内に高額療養費の支給を受けたことはない。(H25-2A)</p> <p>369 → × (法 115 条、令 41 条 2 項) 療養のあった月の標準報酬月額が <u>53 万円以上</u> の被保険者又はその被扶養者は、<u>上位所得者に該当するため、設問の場合、</u> 高額療養費算定基準額は、<u>150,000 円 + (700,000 円 - 500,000 円) × 1% = 152,000 円</u> となる。</p>	<p>□□ 369 標準報酬月額 560,000 円の被保険者 (50 歳) の被扶養者 (45 歳) が、同一の月における入院療養 (食事療養及び生活療養を除き、同一の医療機関における入院である。) に係る 1 か月の一部負担金の額として 210,000 円を支払った場合、高額療養費算定基準額は 84,430 円である。なお、当該世帯は、入院療養があった月以前 12 か月以内に高額療養費の支給を受けたことはない。(H25-2A)</p> <p>369 → × (法 115 条、令 41 条 2 項) 療養のあった月の標準報酬月額が <u>53 万円以上 83 万円未満</u> の被保険者又はその被扶養者に係る高額療養費算定基準額は、<u>167,400 円 + (700,000 円 - 558,000 円) × 1% = 168,820 円</u> となる。</p>
375	<p>□□ 375 療養があった月以前 12 月以内に、すでに 3 回以上高額療養費が支給されているときの一般所得者の負担限度額は、83,400 円である。(H18-6D)</p> <p>375 → × (法 115 条、令 42 条 1 項) 多数回該当の場合の一般所得者の負担限度額は、「44,400 円」である。</p>	<p>□□ 375 療養があった月以前 12 月以内に、すでに 3 回以上高額療養費が支給されているときの一般所得者 (<u>標準報酬月額 53 万円未満の者</u>) の負担限度額は、83,400 円である。(H18-6D)</p> <p>375 → × (法 115 条、令 42 条 1 項) 多数回該当の場合の一般所得者 (<u>標準報酬月額 53 万円未満の者</u>) の負担限度額は、「44,400 円」である。</p>
376	<p>□□ 376 70 歳未満で上位所得者に該当する被保険者が、療養のあった月以前の 12 か月以内に既に高額療養費を支給された月数が 3 か月以上あるときは、高額療養費算定基準額が <u>83,400 円</u> に減額される。(H21-6D)</p> <p>376 → ○ (法 115 条、令 42 条 1 項) 設問のとおりである。高額療養費の多数回該当世帯に係る高額療養費算定基準額は、<u>上位所得者</u> の場合は <u>83,400 円</u>、<u>一般所得者</u> の場合は <u>44,400 円</u>、<u>低所得者</u> の場合は <u>24,600 円</u> と定められている。</p>	<p>□□ 376 70 歳未満で上位所得者 (<u>標準報酬月額 83 万円以上の者</u>) に該当する被保険者が、療養のあった月以前の 12 か月以内に既に高額療養費を支給された月数が 3 か月以上あるときは、高額療養費算定基準額が <u>140,100 円</u> に減額される。(H21-6D)</p> <p>376 → ○ (法 115 条、令 42 条 1 項) 設問のとおりである。高額療養費の多数回該当世帯に係る高額療養費算定基準額は、<u>標準報酬月額 83 万円以上の者</u> の場合は「<u>140,100 円</u>」である。</p>

以上